

## 天然果實の意義について

舟橋, 諄一  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/14397>

---

出版情報 : 法政研究. 20 (2/4), pp.317-326, 1953-09-30. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 天然果實の意義について

舟 橋 諄 一

一 法律的概念が、制度の趣旨ないし法律的效果との關連において、相對的に、考察されなければならないことについては、いまさら、ことあたらしく論ずるまでもない。このことは、例えば、民法第一條ノ三における「出生」の意義、すなわち、出生過程のいかなる段階に到達すれば人間ないし人ということができるかという問題について、民法上と刑法上とで、異なつた見解が成立しうると説き、また、民法第七條にいう禁治産宣告の前提要件としての「心神喪失の常況」の意義につき、その法律的判斷は、かならずしも醫學上の判斷に拘束されないとし、あるいはまた、失踪宣告による「死亡」は、人の權利能力を全面的に奪うものでなく、失踪者が他所で活動する場合や歸來後の法律關係などについては、死亡したとは認められず、死亡の効果は、ただ、失踪者の從來の住所または居所を中心とする法律關係についてだけ、生ずるにとどまるものと説き、その「死亡」の意義が、法律效果との關連において、相對的に、把握せらるべきことを明らかにするなど、この種の考えかたは、一般に認められているところである。以下には、この同じ考えかたの一つの適用として、天然果實について論じてみたい。

二 なお、天然果實の意義いかんの問題のごときは、それ自体としては、きわめて小さい問題であるけれども、末弘博士も、『定義規定の解釋方法』および『考方の順逆』について論ぜられるにあたり、天然果實の意義の問題を、

その具体例として取り上げられ、そして、かような定義規定の取扱について、次のように、その根本的態度を明らかにしておられる。すなわち、博士は、まず、『民法の初學者にとつて最も不可解に思われるものの一は、恐らく「物ノ用方ニ從ヒ收取スル產出物ヲ天然果實トス」と言つてゐる第八十八條第一項に關する學者の解説であると思ふ』、と前置をされ、<sup>(五)</sup>そして、『凡そ法律が一定の事項に付き定義を與えてゐる場合には、其定義を使つて他の色々の規定を簡明に立言する便に供せんとしてゐるのである。従つて定義が具體的に意味をもつのはそれ等の規定の中に於てであつて、定義規定の意味もそれ等の規定に關聯してのみ正しく之を理解し得るのである。然るに、人々はとかくこの極めて明白な理を忘れて定義規定だけを引き離して抽象的に理解しようとする。其結果現在吾々が天然果實に關して見るが如き事態が生れるのであるが、實を言ふとこれはひとり此場合に限らず廣く定義規定一般の取扱に關して見出される弊風に外ならないのである』、<sup>(六)</sup>と。そして、最後に、『私がここに一般には比較的軽く取扱われている此種の事柄を業々しく取上げて通説に非難を加えてゐるのは、決して強いて小異を立てて自ら快しとせんとするが如き私念に出するのではない。我國の民法學が今では全く概念法學の悪い方面から脱却し切つてゐるやうに何となく一般に考へられていながら、實際一般に行われてゐる法的思惟の主調が依然として概念法學的のそれを去ること決して遠からざる所以を比較的簡易の例をとつて具體的に説明したいのが私の念願である。而して此種の思惟方法が支配する限り、我國民法學を概念法學の弊から根本的に救ふことは到底出來ないと私は考へるのである』、<sup>(七)</sup>として、結んでおられる。博士のこの根本的な態度については、わたくしもまた、完全に同調するものである。ただ、本稿では、「法律的概念的相對性」という立場から、天然果實の問題を取上げたため、多少その視角を異にするとともに、さらに、後に述べるであろうやうに——個々の論點については、かならずしも、博士と、見解を同じくするものではない。

(一) 例えば、我妻「民法總則（民法講義Ⅰ）」昭和二六年改版版四三頁。

(二) 例えば、我妻前掲書六五頁。

(三) 例えば、鳩山「増訂改版日本民法總論」一二五頁以下、我妻前掲書九五頁、など。

(四) 末弘「續民法雜記帳」一三七頁以下および一四四頁以下。

(五) 末弘前掲書一三七頁。

(六) 末弘前掲書一三九頁。

(七) 末弘前掲書一四九頁。

## 二

一 果實とは、物から生ずるものと一般に考えられている収益であつて、これをいいかえると、社會觀念上、元物の價値を減損することなくして、元物から生ずるものと認められるものである。したがつて、天然果實についても、同様に、それは、社會觀念上、元物の價値を減損しないで、元物から收取される產出物だと、いうべきであらう。しかるに、民法第八八條第一項は、天然果實といふるためには、特に、「物ノ用方ニ從ヒ」收取する產出物なることを、要求している。そこで、果樹園の果物や種馬の子は、天然果實になるけれども、例えば、盆栽の木の實や乗馬專用の馬の子は、天然果實ではない、といふふうな説明がなされることとなるのである。<sup>(八)</sup>

二 しかし、それならば、元物の所有權が移轉された場合に、その後生じた果實は、誰に歸屬すべきか、という問題について、果樹園の果物と盆栽の木の實とで、また、種馬の子と乗馬專用の馬の子とで、それぞれ、異別に取り扱われるべき合理的根據があるであらうか。いいかえると、民法第八九條第一項の適用について、それを、「用方」に

従つたものだけにかぎる根據が、あるであろうか。わたくしには、その合理的根據を見出すことができない。ただし、學者が、第八九條第一項の立法趣旨として説いているところによれば、『天然果實は、元物から分離しない間は、一般に、元物の一部として元物所有權の内容をなすものと認められるのみならず、果實の産出に盡した努力の多少を定めることも困難であり、かつ、分割することが不適當なものが多し』、としていたのであるが、かような事情は、「用方」に従つたものなると否とを問はず、ひとしく、あてはまるものだからである。

してみると、民法第八九條第一項の適用を問題とするかぎりでは、果實の意義を、特に、「物ノ用方」に従つたものに限局して理解する必要は、ないわけである。

三 だが、ひるがえつて考えてみるに、果實の意義につき、常に、「用方ニ從」うことを度外視して、さしつかえないであろうか。

おもうに、元物について収益の權限が設定されたような場合に、その収益權の範圍がどこまで及ぶか、という問題については、一般に、元物の經濟的用途に従つたものだけを收取させる趣旨だと解されるから、この問題に關連して、果實であるか否かが問題となる場合には、果實は、「用方」に従つたものにかぎると解すべきであろう。したがつて、例えば、果樹園として、または、種馬として、賃借した場合には、もともと、果樹に生じた實、または種馬に生ませた子を取得するのが目的であるから、賃借人が、これらを取得することのできるのは、當然である。これに反し、盆栽を賃借した場合には、盆栽は觀賞という經濟的目的のため賃借したのだから、それから、たまたま實が生じても、それは、賃借人に返還すべきであり、賃借人がこれを取得すべき筋合ではない。また、乗馬専用のために馬を賃借した場合にも、それに、たまたま子が生まれても、右と同様の趣旨によつて、賃借人は、その子を取得すべきでないのである。

四 かように、天然果實につき、特に「物ノ用方」に従つて收取されるという要件が必要とされるのは、元物につき収益権が設定されている場合に、その収益権の内容として、どの範囲までの産出物を取得することができるかを決するため、いいかえると、元物の収益権の及ぶ範囲を限定するためである。したがつて、元物の収益権の範囲の限定が問題とならない場合、例えば、前述したように、元物の所有權移轉の場合における果實歸屬の問題については、「用方」についての制限を認むべきではないのであるが、このほかに、同様に解すべき場合がある。すなわち、

(1) 元物について抵當權が設定された場合にも、元物の所有者は、果實を取得することができるのであるが(民三七一項)、この場合の天然果實についても、元物の「用方」に従つて收取されることを、要求すべきではない。そもそも、抵當權は、「抵當地ノ上ニ存スル建物ヲ除ク外其目的タル不動産ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物ニ及ブ」ことになつていにかかわらず(民三七〇)、その効力が果實に及ばないのは、もともと抵當權制度が、設定者に、引續き目的物の利益をさせることを、本旨とするのみならず、他面、果實は、目的物からの産出物であつて、果實を收取しても、社會觀念上、目的物の價値を減損しないもの——いいかえると、目的物の金銭的評價に影響がないもの——と認められるからである。したがつて、そこでは、収益権の範囲を限定するというようなことは問題でなく、ただ、果實として收取されても、それによつて、目的物の社會的價値ないし金銭的評價が減損しないということだけが、問題なのである。すなわち、この場合は、元物からの産出物でさえあればよいのであつて、特に、「物ノ用方」に従つて收取されることを要件とする必要はないわけである。そこで、例えば山林を抵當に入れた場合に、山林所有者は、山林の下枝や枯枝はもちろん、自然に破損したり倒れたりした樹木を採取することも許されるし、合理的な經營方法による輪伐や間伐をすることも許されるわけであるが、このことは、けつして、末弘博士の説かれるように、「物ノ用方」に従つた収益行爲であるからではなくて、もともと「用方」が問題となりえない場合だからである。設例の、下

枝や枯枝や自然に破損した樹木などが、抵當山林の、どのような「用方」に従つて收取されたものであるかが、わからないのであるが、わからないのが、むしろ當然なのである。

末弘博士は、なお、工場財團抵當の目的物たる土地から良質の砂利を産出するを幸い、工場所有者がそれを掘取つて他人に賣却した場合に、債権者は、その行爲を一債務者が擔保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタル」として、民法第一三七條の適用を主張しうるか、という問題を提示され、この問題は、當該砂利掘取行爲を第三七一條による果實の收取にすぎぬと解すべきか、または、抵當の目的物を毀損する行爲と解すべきかによつて、定まるのだ、と解説された後、この場合に、およそ砂利掘取のごときは工事敷地の用方ではないから、砂利は、すべて當該土地の果實にあらずと一概に考えるのは疑わしいとされて、むしろ、第三七一條の精神からいうと、砂利を掘取賣却する行爲は果實收取とはいえないけれども、工場主が工場建物新築のため、コンクリート用として自己敷地内の砂利を掘取使用することや、掘取つた砂利を國道から工場に至る村道の改修に利用することなどは、擔保物の擔保價值を減少することがないから、許されて然るべきだとされている。<sup>(二七)</sup>この、博士の主張は、通説の安易な考えかたに比べて、遙かに進んだものではあるけれども、わたくしの立場からいえば、なお多少の異論がある。博士は、砂利の掘取賣却行爲をもつて、一概に、適法なる果實收取とはならないものとされているけれども、掘取つた砂利の品質分量が極めて貧弱僅少であつて、そのため、工場敷地全体の評價に對して、何らの影響も及ぼさないような場合には、その砂利は、むしろ、土地の産出物たる廣義の果實として收取されたものと見るべきであるから——その際「用方」に従つたかどうかは問題にならない——、かような範圍を超えない砂利の掘取は、適法なる果實の收取だと解すべきではなからうか。右の質量を超えて掘取つたため、工場敷地の評價が減損されるような場合に、はじめ、果實の收取として認められないこととなるべきなのに、博士の立言は、この點の考慮を缺いているように見受けられる。さらにまた、砂利を、工場建

物新築用のコンクリートとして利用したり、工場に至る道路の改修に利用したりする場合は、たとえその砂利が多量にのぼり、果實たりうる範圍を超えていたとしても、掘取つた砂利の轉用によつて、むしろ、抵當の目的物の價值が増大ないし保持されることとなるから、第一三七條にいう擔保の毀滅または減少にならないだけのことであり、砂利が果實となるかどうかは、ここでは、どうでもいいことなのである。

(2) 善意の占有者は、占有物から生ずる果實を取得することができるのであるが(民一八九)、ここにいう果實は、かならずしも、「物ノ用方」に従つて收取したものだけに、限定されるべきでない。というのは、同じく權限なき占有者のうちでも、自己が貸借權その他の利益權を有するものと信じて占有した者については、その利益權の範圍内のもの、いいかえると、「物ノ用方」に従つた產出物だけを、取得させるのが妥當であるけれども、自己が所有者だと信じて占有した者については、所有者は右のような制限を受けないのだから、「物ノ用方」に従うと否とを問わず、すべて、占有物から生ずる產出物——廣義の果實——を、取得させるのが妥當なのである。したがつて、例えば、境界の間違いにより善意に他人の土地を占有している者は、自己を所有者だと信じて占有しているわけであるから、その土地の木の實を取るとか、落葉枯枝の類を處分するとかいうような行爲は、適法な果實の收取になるわけである。末弘博士は、設例の場合について、これと同じ結論を認めておられるけれども、<sup>111)</sup>第一に、善意の占有者のうちにも、自己に利益權ありと信じている占有者と、自己に所有權ありと信じている占有者とがあり、それらを區別して取り扱うべきであるのに、區別しておられないこと、第二に、設例の、所有者だと信じている占有者の場合に、占有者が取得することのできる天然果實について、やはり、「用方」に従つたものなることを、要求しておられることなど、わたくしと所見を異にせられるのである。

(八) 例えに、我妻前掲書一九三頁。その他、各種の教科書にも、類似の例があげられている。



(九) 我妻前掲書一九三頁以下。鳩山前掲書二六七頁も、民法第八九條第一項の立法趣旨として、『果實の生産中ニ資本又ハ勞力ヲ供シタル者ト果實分離ノ時ニ元物ノ所有權其他收益權ヲ有スル者ト異レル場合ニ後者ヲシテ果實ノ所有權ヲ取得セシムルハ現今ノ社會制度上寧ろ當然ノ事ト言フベシ。法律的ニ言ヘバ分離ノ時ニ始メテ獨立ノ物ヲ生ジ獨立ノ所有權ヲ生ズルヲ以テ、此時ニ所有權ヲ取得スベキ權利ヲ有スル者ガ果實ノ所有權ヲ取得スルナリ』、と説いているが、この趣旨からいつても、用途に従つたものとそうでないものとを區別すべき理由は、見出されない。

(一〇) 末弘前掲書一四〇頁、一四六頁。

(一一) 末弘前掲書一四七頁。

(一二) 末弘前掲書一四八頁。

## 三

一 以上述べたところによつて、ひとしく天然果實といつても、元物の「用方」に従つて收取されることを必要とするものと、しからざるものとの、二種があること、したがつて、また、民法第八八條第一項によれば、天然果實としては前者だけを認める趣旨のように見えるけれども、實は、天然果實が問題となる具体的な規定を検討してゆくと、後者をも認めずにはいられないことが、明らかにされたと考へる。それゆゑ、わたくしは、天然果實の意義には「物ノ用方」に従つて收取することを要件とする狭義のものと、これを必要とせず、元物からの産出物でさえあれば足りるとする広義のものがあることを、主張したのである。このことは、その反面、民法第八八條第一項という定義規定が、解釋論的にも、立法論的にも、反省を要するということにもなるであらう。

二 まづ、從來の通説によると、民法が、天然果實の意義を規定するにあたり、特に、「物ノ用方ニ從ヒ收取スル」

ものにかぎつた理由として、鑛物や石材のような無機的産出物については、これらは元物を消耗せずに收取する産出物とはいえず、さりとて、鑛山や石坑から採取する鑛物や石材が果實でないというのは、一般の觀念に反するから、結局、鑛山や石坑から採取するものを果實とするために、物の「用方」という基準を持ち出したのだとされている。<sup>(二三)</sup>  
すなわち、特に無機的産出物を果實とするために、案出されたものとするのである。したがつて、また、他面、「物ノ用方」なる制限は、立法論としては、無機的産出物についてののみ、定めるべきであつたという議論も、主張されることとなつている。<sup>(二四)</sup>

しかし、鑛山や石坑から採取した鑛物や石材を、果實として認めるためには、有機的産出物——例えば木の實や牛馬の子——の場合とまつたく同様に、元物からの産出物だと認められるものでさえあれば、それで十分なのである。いいかえると、産出物となるためには、元物の價値を減損ないし消耗せずに收取されるものであるならば足り、しかも、元物の價値が減損ないし消耗されるかどうかは、もつぱら社會通念によるべきであつて、いわゆる物理的觀念によるべきではない。<sup>(二五)</sup> 鑛山や石坑から鑛物や石材を採取することにより、物理的には、確かに、元物たる鑛山や石坑は、減損している。だが、社會通念から見て、その採取が元物の價値を減損しない範圍内のものであるならば、その産出物は、果實と認められるべきである。これに反し、同じく鑛山や石坑から採取する場合にも、それが、例えば巨大な機械力を利用するなどの方法によつて大量的になされるようなときは、採取によつて、元物の價値は、社會觀念上、減損されてゆくわけだから、そのかぎりにおいて、採取されたものは、元物の一部なのであつて、もはや果實ではありえない。それは、あたかも、山林からの有機的産出物たる木材について、輪伐または間伐された木材は——確かに物理的には、元物を消耗して收取されたものでありながら——果實であり、それを超えて、いわば濫伐された部分は、もはや果實でないのと、同様である。これを要するに、無機的産出物たる鑛物や石材をもつて果實と認める

ためには、社會觀念上、元物の價値を減損せず、收取されるものでさえあれば足るのであつて、收益權の範圍を限定することが必要な場合のほか、そのために、特に、「物ノ用方」なるものを持ち出す必要はない。少くも、この點で、有機的產出物と區別される理由は、認められないのである。

(二三) 梅「民法要義」卷之一増訂版一九四頁以下、同(講述)「民法總則(自第一章至第三章)」(法政大學發行、刊行時期不明)三五五頁以下、富井「民法原論」第一卷三五九頁以下、など。

(二四) 穗積「改訂民法總論」二七〇頁。

(二五) 同旨、川名「日本民法總論」一四七頁、曄道「日本民法要論」第一卷二八八頁、その他。川名博士は、『元物ヲ害スルヤ否ヤハ、物理上ノ意義ニ於テ之ヲ定ムルニアラス、世間ノ見ル所ニ依リテ定マル』、といわれ、曄道博士は、『元物ノ一部分ニテテ決スベキモノニアラズ、シテ取引上ノ見解ヲ以テ決スベキモノトス』、と述べておられる。